

野田市大型バス管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第62号

野田市大型バス管理要綱の一部を改正する告示

野田市大型バス管理要綱（昭和48年野田市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所有する」を「管理する」に改める。

第2条第2項中「25人」を「15人」に改める。

第3条中「平日の」を削り、「土曜日は12時30分」を「12月29日から翌年の1月3日までを除く。」に、「おおむね250キロメートル」を「300キロメートル」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。